

支給認定申請のご案内

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されます。

新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した制度です。



宇都宮市 保育課

平成26年10月



1 支給認定について

教育・保育施設（認定こども園や幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する場合、保護者の申請により、支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。ただし、給付対象施設に移行しないこれまで通りの幼稚園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

(1) 支給認定区分

1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (満3歳以上児・保育認定)	3号認定 (満3歳未満児・保育認定)
お子さまが満3歳以上で、教育のみを希望される場合	お子さまが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、教育と併せて保育を希望される場合	お子さまが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合
【有効期間】 効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで	【有効期間】 効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで	【有効期間】 効力発生日から満3歳に達する日の前日まで
【利用施設】 認定こども園、幼稚園	【利用施設】 認定こども園、保育所	【利用施設】 認定こども園、保育所、地域型保育事業

※ 2号、3号認定区分において、保育を必要とする事由によっては、有効期間が異なります。

(2) 認定区分の基準

2号認定及び3号認定の支給認定にあたっては、保護者の申請に基づき、以下の2点の基準で認定します。

① 保育を必要とする事由

- ア 1か月当たり64時間以上労働することを常態していること
- イ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと
- ウ 保護者が疾病・負傷、精神もしくは身体に障がいを持っていること
- エ 同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること
- オ 災害復旧にあたっていること
- カ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
- キ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）していること
- ク 虐待やDVのおそれがあること
- ケ 育児休業取得時に、既に保育を利用しているお子さまがいて継続利用が必要であると認められること
- コ その他、上記に類する状態として市が認める場合



※世帯の状況や同居の親族がお子さまを保育できる場合、利用の優先度を調整します。

② 保育の必要量

保育標準時間

フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
 ※利用できる保護者の就労時間の下限は1か月あたり120時間です。
 ※①保育を必要とする事由において、イ、ウ、オ、クに該当する場合、保育標準時間となります。

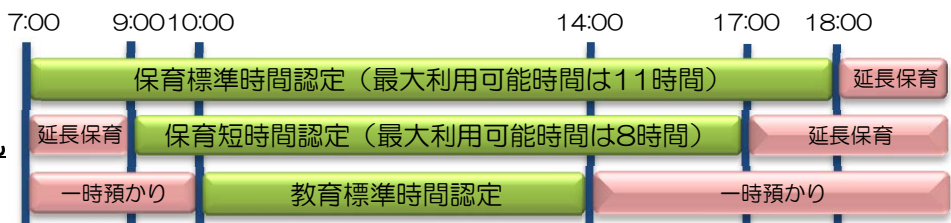
保育短時間

パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）
 ※利用できる保護者の就労時間の下限は1か月あたり64時間です。
 ※①保育を必要とする事由において、カ、ケに該当する場合、保育短時間となります。

※「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる時間が異なり、利用料も異なります。

保育の必要量のイメージ

それぞれの世帯の就労実態等に応じて、認定の範囲内で利用することになります。
保育短時間は施設ごとに決定するもので、利用時間によって延長保育がかかる場合もあります。
 ※右記はあくまでもイメージであり、すべての施設等の開始・終了時間となるわけではありません。



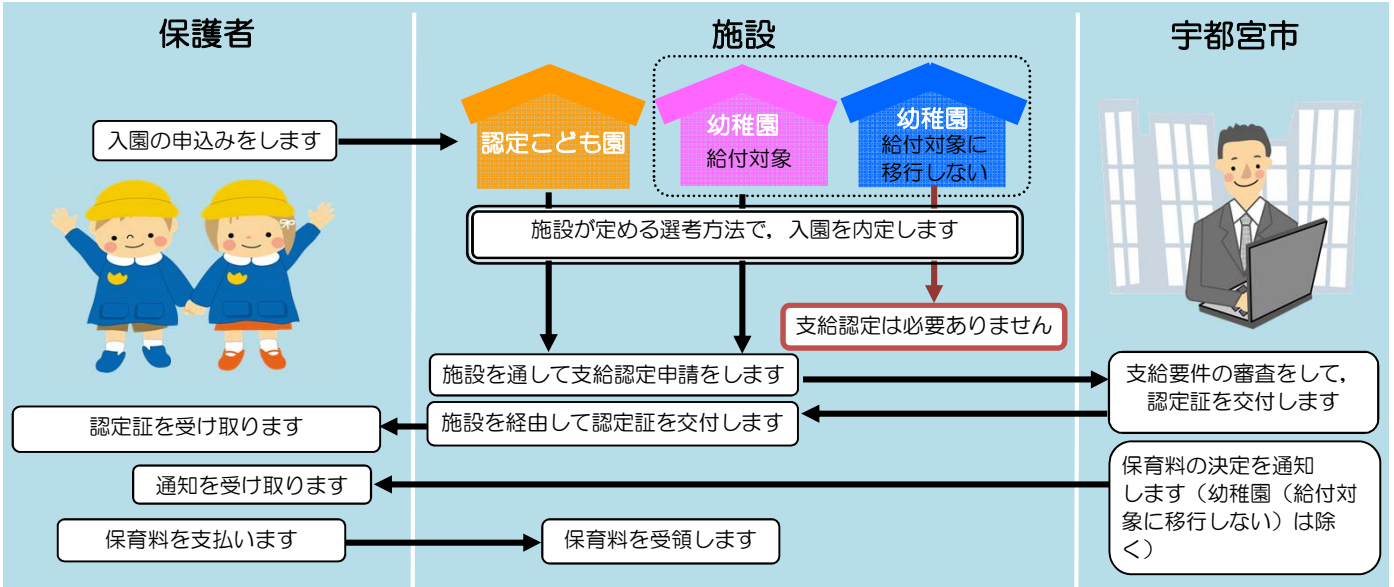
(3) 利用手続きの流れ

新制度における、幼稚園や保育所などを利用する際の手続きが変わります。ただし、給付対象施設に移行しない幼稚園などは今までどおりの手続きです。

※ 認定証は申請受付日から30日以内に交付することとなっていますが、4月入所の場合は認定事務が集中するため審査に時間を要することから、認定証の交付は利用調整の結果とともに、お知らせする場合があります。

認定子ども園や幼稚園を利用したい(満3歳以上児で教育のみを希望する場合)

1号認定



【必要書類】

支給認定申請書

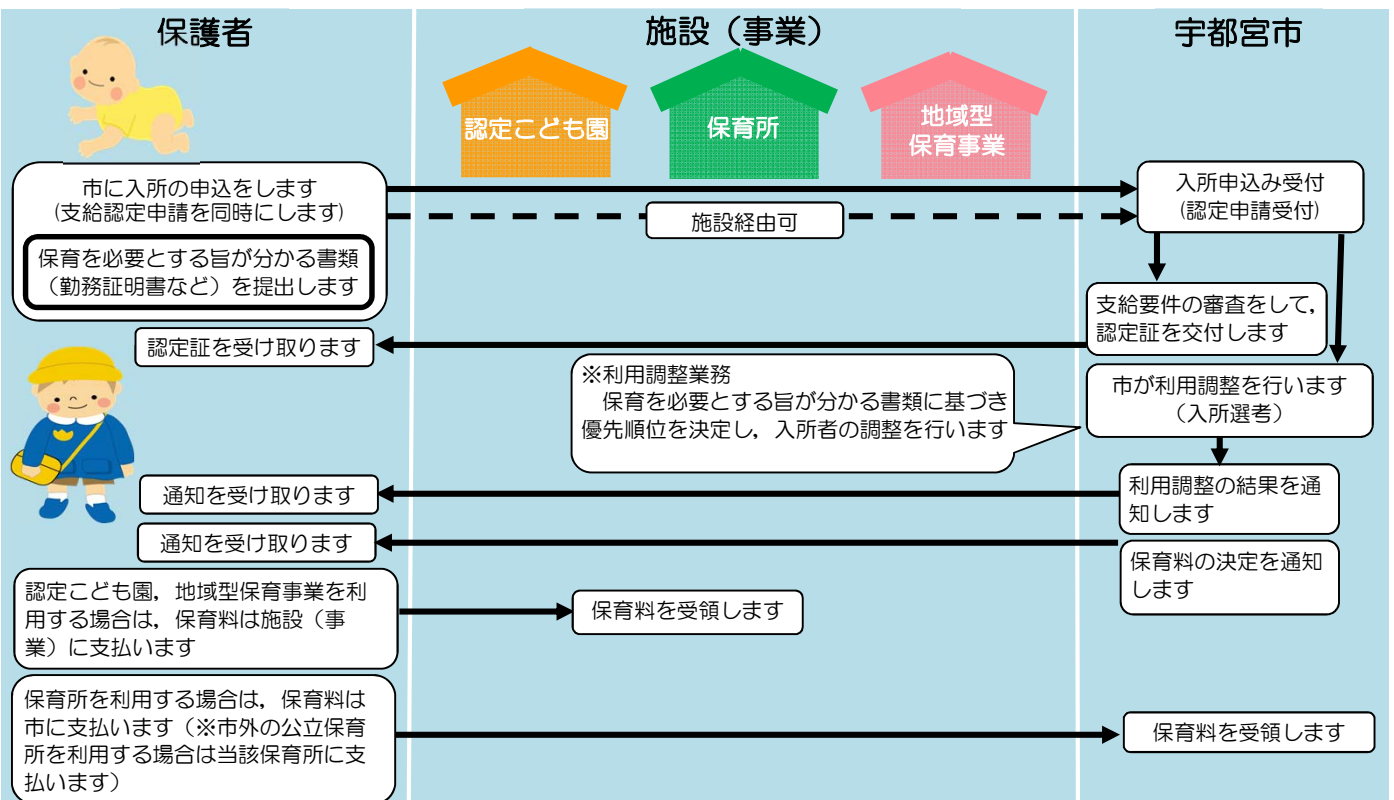
【提出先】

内定した認定子ども園, 幼稚園

認定子ども園や保育所, 地域型保育事業を利用したい(保育が必要な場合)

2号認定

3号認定



【必要書類】

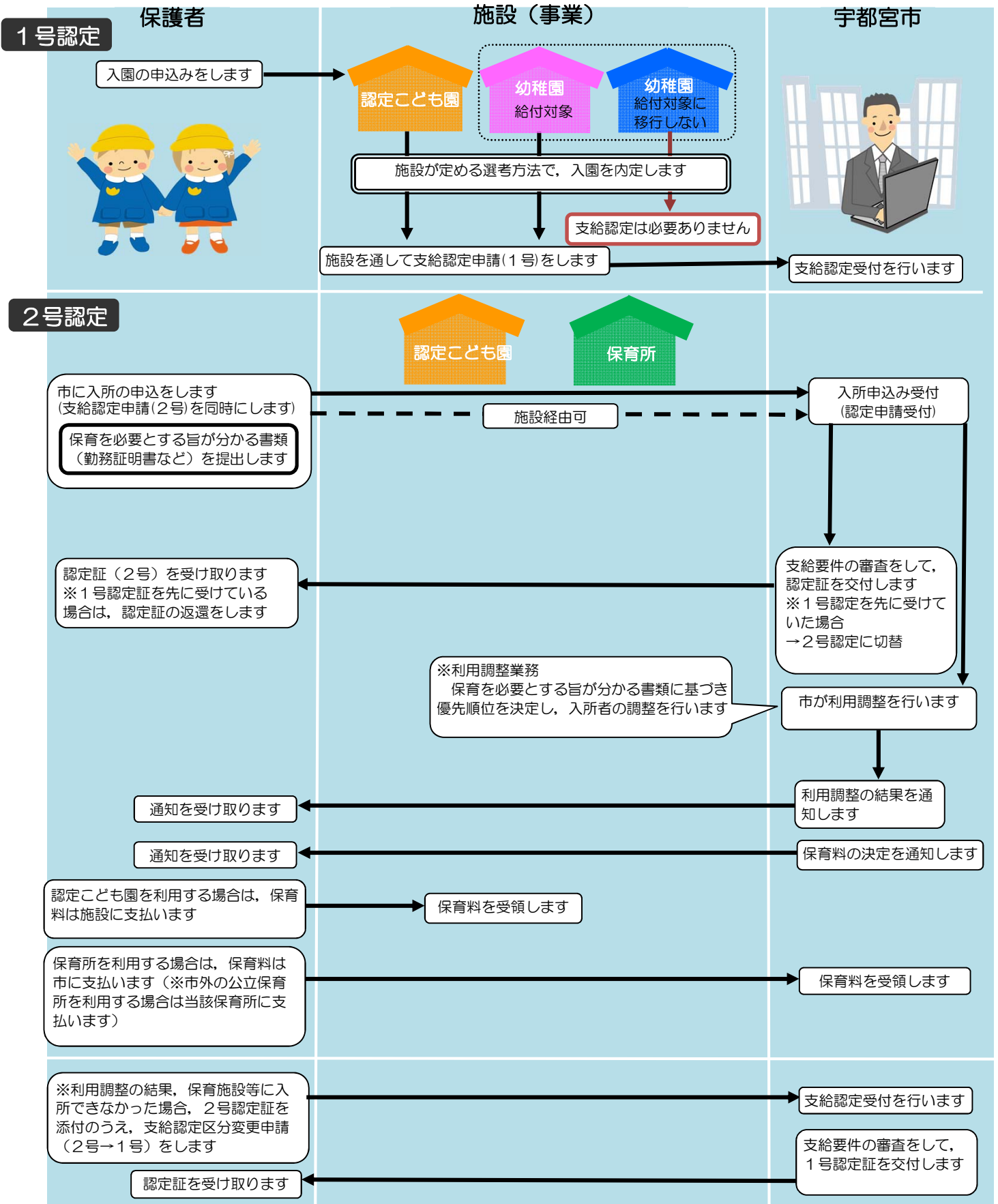
支給認定申請書・入所(園)申込書

【提出先】

保育課(市役所2階), 各認定子ども園, 各保育所, 地域型保育事業, 各地域自治センター, 平石・富屋・姿川地区市民センター

認定こども園と幼稚園，認定こども園と保育所を併願したい場合

1号認定 2号認定



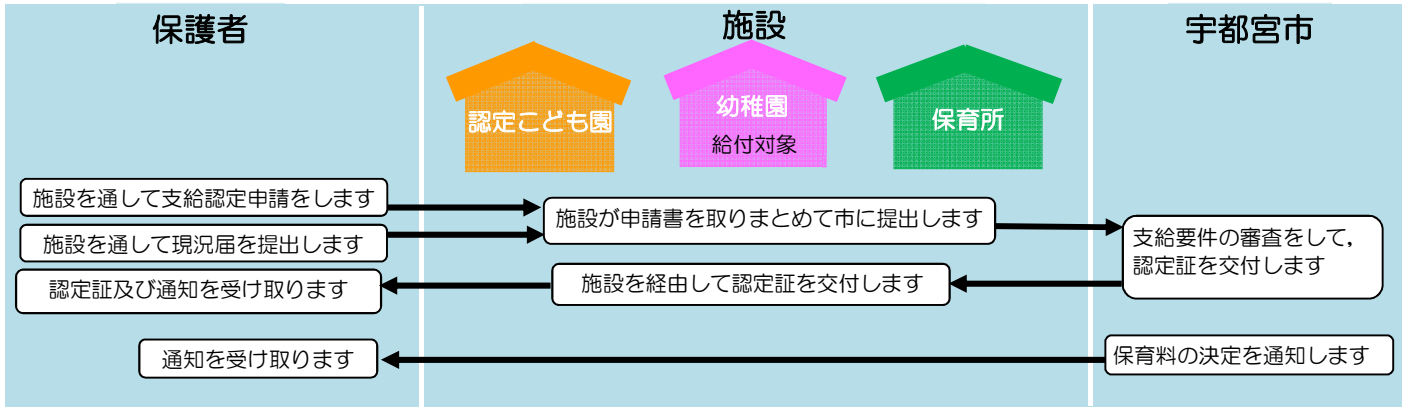
【必要書類】

支給認定申請書・入所(園)申込書

【提出先】

保育課(市役所2階)，各認定こども園，各保育所
各地域自治センター，平石・富屋・姿川地区市民センター

今、利用している認定子ども園や幼稚園、保育所を引き続き利用したい（在園児）



【必要書類】

(1号認定)
支給認定申請書

(2号3号認定)
・支給認定申請書・入所(園)継続申込書
・保育を必要とする状況の確認書類

【提出先】

(1号認定)
利用している認定子ども園、幼稚園

(2号3号認定)
利用している認定子ども園、保育所、地域型保育事業

(4) 支給認定区分の変更

① 3号認定→2号認定へ変更

- ・ 3号認定の有効期限は、満3歳に達する日の前日とされているため、有効期限終了前までに、市より2号認定の認定証を送付いたします。
(※特に、申請書等は必要ありません。)
- ・ 3号認定の支給認定証を回収します。(市に直接又は施設経由)

② 3号認定→1号認定へ変更

- ・ 年度途中の認定子ども園(3号)→認定子ども園(1号)の受入れについては、施設での調整になります。
- ・ 施設を通して、「認定区分変更申請書」を提出します。
※ 3号認定の支給認定証を添付します。
- ・ 1号認定の支給認定証を交付します。(施設経由)

③ 2号認定→1号認定へ変更

ア 保育所→認定子ども園(1号)又は幼稚園に希望する場合(4月切替時)

- ・ 入園申込を施設に提出し、施設の定める選考方法にて内定します。
- ・ 施設を通して、「認定区分変更申請書」を提出します。
※ 2号認定の支給認定証を添付します。(施設経由)
- ・ 1号認定の支給認定証を交付します。(施設経由)
※ ただし、3月末まで2号として入園しているため、1号認定証の交付時期については、4月初旬になる予定です。

イ 認定子ども園(2号)→認定子ども園(1号)へ変更(4月切替時)

- ・ 2号→1号の受入れについては、施設での調整になります。
- ・ 施設を通して、「認定区分変更申請書」を提出します。
※ 2号認定の支給認定証を添付します。(施設経由)
- ・ 1号認定の支給認定証を交付します。(施設経由)
※ ただし、3月末まで2号として入園しているため、1号認定証の交付時期については、4月初旬になる予定です。

④ 1号認定→2号認定へ変更(年度途中又は4月切替時)

ア 幼稚園→認定子ども園(2号)又は保育所を希望する場合(年度途中又は4月切替時)

- ・ 「認定区分変更申請書」を提出します。
※ 1号認定の支給認定証を添付します。(市に直接又は施設経由)
- ・ 2号認定の支給認定証を交付します。(市から直接又は施設経由)
- ・ 利用調整を行い、結果を通知します。(市から直接)

イ 認定子ども園(1号)→認定子ども園(2号)に変更する場合(年度途中又は4月切替時)
手順は③のイと同様です。

保育の必要性の認定についてのQ & A

Q 「保育標準時間」と「保育短時間」の区分って就労以外はどうなるの？

親族の介護・看護や学校等に在学していること又は職業訓練等を受けていることは「保育標準時間」と「保育短時間」の区分を設けるとしてあります。ただし、「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」の事由については「保育標準時間」とし、「求職活動」、「育児休業中の継続」は「保育短時間」とします。

Q 現在、共働き家庭で、子どもを幼稚園に入園させるか保育所に入所させるか迷っているため、併願したいけど、『教育標準時間認定』（1号認定）と『満3歳以上・保育認定』（2号認定）のどちらの認定を最終的に受ければいいのか？

保育所の利用も希望されているため、まずは、『満3歳以上・保育認定』（2号認定）を受けていただき、その後、幼稚園に入園することになった場合は、速やかに、『教育標準時間認定』（1号認定）を受け直していただくことになります。

Q 夫はフルタイムで働いていて、私は、9時から15時まで、週3日働くことが決まっています。1歳の子どもの預けたいと考えているけど、認定区分はどうなるの？

奥様の1か月当たりの勤務時間等が、120時間未満であるため、認定区分は3号認定のうち、『保育短時間認定』になるものと思われます。本市においては、現在、保育所入所の申し込みにあたり、「1日4時間以上週4日以上」働いていることを最低要件としておりますが、新制度においては、1か月あたり64時間以上の就労を常態としていることが最低要件となります。

Q 子どもが満3歳以上の場合、地域型保育事業は利用できないの？

地域型保育事業では、原則0歳から2歳までのお子さまが対象となりますので、地域型保育事業の「小規模保育」や「家庭的保育（保育ママ）」には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育所）を設定することになっております。

このため、「連携施設」において、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。また、満3歳以上児のお子さまが小規模保育等で引き続き保育を必要とすると市が判断した場合は、満3歳以降も利用できることがあります。

Q 今、家庭で子どもの育児をしていて、保育を必要とする事由に該当しないけど、育休復帰を見越して先に支給認定の申請は可能ですか？

保育所入所を希望する前に、支給認定申請を行うことは可能です。書類に必要事項を記入していただき、預かり可能な場所に御提出ください。その後、育休復帰にあわせて、入所の申込をお願いいたします。

Q 子どもが5月で3歳になり、認定区分が3号から2号に切り替わりますが、保育料も変更になるのでしょうか？

年度途中で3号認定から2号認定に変更となった場合、年度内における保育料は3号認定の階層区分が適用され、新年度より2号認定の区分に切り替わります。

Q 年度途中で、利用施設を幼稚園（1号）から保育施設等（2号）に変更した場合、保育料は変更になるのでしょうか？

年度途中で1号認定から2号認定に変更となった場合、変更の翌月から保育料が変更となります。